

京 都 大 学 医 学 部 附 属 病 院 諸 料 金 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第2条 病院で徴収する診療等の料金は、次に掲げるもののほか、<u>健康保険法の規定による療養(老人保険法の規定による医療も含む)に要する費用の額の算定方法(平成18年厚生労働省告示第92号)</u>により、<u>歯科診療以外の診療</u>にあつては同告示別表第1医科診療報酬点数表及び歯科診療にあつては同告示別表第2歯科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額(消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により消費税及び地方消費税が課される診療等の料金にあつては、その額に100分の105を乗じて得た額)とする。</p> <p>ア } (略) イ } エ }</p> <p>オ 先進医療料 インプラント義歯(支持連結装置1組・上部構造材料1歯を含む。) 1顎あたり 414,500円 ただし、支持連結装置・上部構造材料は、使用数に応じて次の額を加算するものとする。 支持連結装置 1組(1歯根)につき 89,600円 上部構造材料 1歯につき 64,100円 <u>生体部分肺移植術(原発性肺高血圧症、特発性間質性肺炎、気管支拡張症、肺リンパ脈管筋腫症、閉塞性細気管支炎、間質性肺炎、のう胞性肺繊維症又は肺のう胞症に係るものに限る。)</u> 両肺 1回につき 3,461,930円 片肺 1回につき 2,778,310円 <u>強度変調放射線治療(限局性の固形悪性腫瘍に係るものに限る。)</u> 一連につき 773,000円 顎顔面補綴(腫瘍手術、外傷及び炎症その他の原因により顔面領域に生じた広範囲の実質欠損に係るものに限る。) 一級 手術を伴う治療 591,000円 二級 補綴治療(16回) 183,000円 <u>眼底三次元画像解析(黄斑円孔、黄斑前膜、加齢黄斑変性、糖尿病黄斑症、網膜剥離又は緑内障に係るものに限る。)</u> 一回につき 7,100円 <u>超音波骨折治療法(四肢の骨折(治療のために手術中に行われるものを除く。)のうち、観血的手術を実施した場合に限る。)</u> 一連につき 132,800円</p>	<p>第2条 病院で徴収する診療等の料金は、次に掲げるもののほか、<u>健康保険法の規定による療養(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療も含む)に要する費用の額の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)</u>により、<u>歯科診療以外の診療</u>にあつては同告示別表第1医科診療報酬点数表及び歯科診療にあつては同告示別表第2歯科診療報酬点数表に定める点数に10円を乗じて得た額(消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により消費税及び地方消費税が課される診療等の料金にあつては、その額に100分の105を乗じて得た額)とする。</p> <p>ア } (同 左) イ } エ }</p> <p>オ 先進医療料 インプラント義歯(支持連結装置1組・上部構造材料1歯を含む。) 1顎あたり 414,500円 ただし、支持連結装置・上部構造材料は、使用数に応じて次の額を加算するものとする。 支持連結装置 1組(1歯根)につき 89,600円 上部構造材料 1歯につき 64,100円</p> <p>顎顔面補綴(腫瘍手術、外傷及び炎症その他の原因により顔面領域に生じた広範囲の実質欠損に係るものに限る。) 一級 手術を伴う治療 591,000円 二級 補綴治療(16回) 183,000円</p>

セメント固定人工股関節再置換術におけるコンピューター支援フルオロナビゲーションを用いたセメント除去術(人工股関節のたるみに係るものに限る。) 一回につき 116,000円

膀胱水圧拡張術(間質性膀胱炎に係るものに限る。) 一回につき 59,000円

カ 200床以上の病院における初診時負担額
紹介なし患者の場合 2,625円(2,500円)

消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については、括弧内の料金とする。

キ
く } (略)
コ

サ 制限回数を越えて受けた診療

(検査)腫瘍マーカー

癌胎児性抗原(CEA)精密測定 1回 1,260円

α-フェトプロテイン(AFP)精密測定 1回

1,260円

(リハビリテーション)

心大血管疾患リハビリテーション料 1単位

2,625円

脳血管疾患等リハビリテーション料 1単位

2,625円

運動器リハビリテーション料 1単位 1,890円

呼吸器リハビリテーション料 1単位 1,890円

(後 略)

セメント固定人工股関節再置換術におけるコンピューター支援フルオロナビゲーションを用いたセメント除去術(人工股関節のたるみに係るものに限る。) 一回につき 116,000円

膀胱水圧拡張術(間質性膀胱炎に係るものに限る。) 一回につき 59,000円

カ 200床以上の病院における初診時負担額
紹介なし患者の場合 3,150円(3,000円)

消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については、括弧内の料金とする。

キ
く } (同 左)
コ

サ 制限回数を越えて受けた診療

(検査)腫瘍マーカー

癌胎児性抗原(CEA)精密測定 1回 1,207円

α-フェトプロテイン(AFP) 1回

1,207円

(リハビリテーション)

心大血管疾患リハビリテーション料 1単位

2,100円

脳血管疾患等リハビリテーション料 1単位

2,467円

運動器リハビリテーション料 1単位 1,785円

呼吸器リハビリテーション料 1単位 1,785円

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。